かぬま市民活動広場事業 実施要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、市民活動の拠点を形成する事業として、かぬま市民活動広場事業(以下「広場」 という。)を行い、市民と協働のまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この要綱における用語を以下のとおり定義する。
 - (1)「市民活動」とは、多種多様な市民が主体となって行う活動(営利、宗教又は政治的な活動を除く。)をいう。
 - (2)「コミュニティ・ビジネス」とは、地域の生活支援事業を指し、福祉・介護、環境、まちづくり、商店街活性化、文化、スポーツなどの分野で、地域の生活の質を向上させるとともに地域からの雇用創出などを目指した活動をいう。

(実施場所)

第3条 広場は、鹿沼市まちなか交流プラザ条例(平成13年鹿沼市条例第27号)に基づくまちなか 交流プラザにおいて実施する。

(事業)

- 第4条 広場は、次に掲げる事業を行う。
 - (1) 各種団体の連携事業及びその企画立案
 - (2) 市民活動に関する相談
 - (3) 市民活動に対する機器・設備等(以下「物資」という。) の貸出し
 - (4) 市民活動についての情報の収集・提供
 - (5) 市民活動団体への活動補助(学習・講座の企画立案)
 - (6)活動資金を得るためのコミュニティ・ビジネス
 - (7) その他広場の実施目的を達成するために必要な事業

(利用時間)

- 第5条 広場の利用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、日曜日及び祝日については午前9時から午後7時までとする。
- 2 市長は、特別の事情があると認めるときは、前項に規定する利用時間を変更することができる。 (利用できない日)
- 第6条 広場を利用できない日は、毎週水曜日及び年末年始(12月29日から翌年1月3日まで)とする。ただし、市長が必要と認めるときは、利用できない日を変更し、又は臨時に事業を休止することができる。

(利用者の登録)

第7条 広場の利用については制限しない。ただし、広場における物資の利用等に関しては、市民活動に限定し、個人又は団体の登録を必要とする。

(利用の制限)

- 第8条 市長は、広場の利用が次の各号のいずれかに該当するときは、広場の登録、利用を認めない。
 - (1)施設、付属設備、器具備品等を汚損し、若しくは破損し、又は滅失させるおそれがあるとき。
 - (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とする活動であると 認められるとき。

- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする活動であると認められるとき。
- (4)他の利用者に迷惑を及ぼすことにより、その適正な利用を妨げるおそれがあると認められると き。
- (5) 広場の実施目的上又は管理上支障があると認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が利用を不適当と認めるとき。

(利用の登録)

- 第9条 第7条の規定により登録をしようとするものは、かぬま市民活動広場登録申請書(様式1号) を市長に提出しなければならない。
- 2 登録団体は、すべて団体登録台帳(様式2号)に記載するものとする。

(登録の取消し等)

- 第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の登録を取り消し、又は物資の利用を停止することができる。
 - (1) 偽りその他不正な手段により登録を受けた事実が明らかになったとき。
 - (2) 第8条の各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- 2 前項の規定により、利用者に損害が生ずることがあっても、市は、その補償の責めを負わない。 (原状回復)
- 第11条 利用者は広場の利用を終了したとき、又は第10条の規定により利用を停止されたときは、 直ちに当該利用に当たり使用した施設及び物資を原状に回復しなければならない。

(運営等の委託)

第12条 市長は、広場の実施目的を達成するため広場の事業運営を委託することができる。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成25年12月1日から適用する。

附り

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成30年6月1日から適用する。

かぬま市民活動広場登録申請書

申請日	年	月	日
更新 1	年	月	日
更新 2	年	月	П
更新3	年	月	日
更新 4	年	月	田

鹿沼市長様

= –

申請者 住 所

団体名

氏 名

かぬま市民活動広場 実施要綱 第9条の規定により、以下のとおり登録を申請します。

※登録いただいた団体の紹介を「ふらっとホームページ」上で公開します。公開の(可・不可)を確認しますので、公開可能な項目に○、公開しないものに×を記載ください。

*	※ 枠は必ずご記入下さい。					
	区 分	□ 団 体 ・ □ 個 人 登録番号				
	ふりがな	ふりがな				
<u> </u>	団体の名称	代表者 氏 名				
	連絡先	〒 - -				
	団体所在地 住所	TEL FAX				
	氏名	Eメール				
		**WRL				
	設立年月	年 月				
	会 員 数	人 (登録時会員数)				
	活動日	(例:毎週○曜日 午後○時~○時)				
	活動内容					
	活 動 分 野	□ 1. 地域づくり □ 2. 生活・趣味 □ 3. 芸術・文化 □ 4. 健康づくり □ 5. 教育・学習 □ 6. 産業・技術 □ 7. 福祉・人権 □ 8. 国際 □ 9. 環境 □ 10. ボランティア □ 11. その他 ※ 活動分野につきましては、裏面を参考にお選びください。				
	*※その他					
	※URL:貴団体のURLをリンクすることは可能ですか? □ 可 □ 不可 ○ 不可 ※その他:ホームページ上に掲載したい情報をご記入ください。(会員募集など)					

活動分野

NO	分野	備 考			
1	地域づくり	まちづくりの推進	地域安全活動	経済活動の活性化	
2	生活·趣味	消費者の保護	生活(衣・食・住)	趣味	
3	芸術·文化	学術・文化・芸術の振興			
4	健康づくり	健康・スポーツの振興	医療・保健・健康づくり		
5	教育·学習	社会教育の推進	子ども・青少年の健全育成	教育·学習支援	
6	産業•技術	情報社会の発展 情報技術・パソコン	科学・技術の振興	資格取得・雇用機会の拡 充支援	
7	福祉・人権	保健・医療又は福祉の増 進 高齢者・障害者福祉	人権の擁護又は平和の推 進を図る	男女共同参画社会の形成 促進 ジェンダー	
8	国際	国際交流・協力活動	留学生支援 在日外国人支援		
9	環境	環境の保全	環境・エコロジー		
10	ボランティア	災害救援活動	ボランティア活動		
11	その他	NPO·市民活動団体支援	団体助成活動		